

## 環境

市では不法投棄の防止に努めています  
**ごみの不法投棄は犯罪です**

### 不法投棄とは

不法投棄とは、廃棄物を適正に処理せず、みだりに道路や空き地（自らの土地を含む）などに捨てる行為です。空き缶やたばこの吸い殻など軽微なごみのポイ捨ても不法投棄になります。

市内でも夜間、人の目に付きにくい場所や道路沿い、荒地などに不法投棄、ポイ捨てが発生しています。市では、啓発看板や防止ネットの提供や関係団体と連携してのパトロールを行うなど、不法投棄の防止に努めています。



▲林道に不法投棄された瓦などの廃棄物（県ホームページの県内事例から抜粋）

### 不法投棄は犯罪です

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」）において、みだりにごみを投棄することは禁止されており、不法投棄を行った人は罰則に処せられます。

「**廃棄物処理法第25条および第32条**」  
 ・個人の場合は5年以下の懲役、もしくは1000万円以下の罰金、またはその両方。  
 ・法人の場合は3億円以下の罰金。

### 私有地内へ不法投棄された場合について

私有地にごみを不法投棄された場合、市がごみを撤去することはできません。不法投棄を行った人が当然に撤去すべきものですが、行為者が特定できない場合、廃棄物処理法第5条に規定されているように、土地の占有者や管理者自ら撤去することになります。

「**廃棄物処理法第5条**」  
 ・土地または建物の占有者（占有者が不在の場合には、管理者とする。以下同じ）は、その占有し、

または管理する土地または建物の清潔を保つように努めなければならない。

不法投棄を放置すると、さらなる不法投棄を誘発します。不法投棄の多くは荒地で発生しています。荒地にならないう草を刈ったり、敷地が道路に面している場合フェンスやロープを設置したりすることも有力な対策となります。市が提供する啓発看板の設置も可能です。また、不法投棄は犯罪ですので、警察署にも通報してください。



▲啓発看板

問い合わせ 環境課 太田侑甫 ☎(53) 2609

### 啓発看板の貸与・防止ネットの提供について

#### 「啓発看板の貸与」

不法投棄抑制のため、不法投棄防止看板の貸与を行っています。貸与を希望される人は、環境課までご連絡ください。

なお、貸与できる看板の枚数は予算の範囲内となるため、限りがあります。また、景観を考慮し、貸与できる枚数は1カ所につき原則1枚となっています。



▲不法投棄防止ネット

#### 「防止ネットの提供」

不法投棄が多発している箇所、区・町内会からの要望により、不法投棄防止ネットの資材を提供しています。設置を希望される人は、各自治会に相談いただき、環境課までご連絡ください。

なお、組み立てと設置は、地区の皆さんで実施をお願いします。

## 健康

### 令和6年度から定期接種として実施します 令和6年度新型コロナウイルスワクチン接種について

問い合わせ 健康推進課 ☎(23) 0024

現在、特例臨時接種（※1）として初回接種を終了した全ての人を対象に新型コロナウイルスの追加接種を行っています（令和5年度秋開始接種）。

令和6年度からは定期接種（※2）として実施し、次の表のとおり変更になります。

※1：まん延予防上緊急の必要性があるとき、都道府県又は市町村が行う臨時の接種のこと。

### 令和5年度秋開始接種について

※2：法律で定められているワクチン接種のこと。A類疾病とB類疾病の2種類。

令和5年度秋開始接種については、3月末で終了となります。接種を希望する人は忘れずに、ご予約ください。申込方法は、接種券に同封されているチラシをご覧ください。

なお、接種券をお持ちでない人は接種券発送のための申し込みが必要で、希望する人は申し込みをしてください。

#### WEBでの申し込み

「新型コロナウイルスワクチン接種券申し込みサイト」（24時間受付）  
 申込フォームから申し込みできます。



申込フォーム

#### 電話での申し込み

「市コロナワクチン予約相談センター」（平日のみ。午前8時15分～午後5時）

☎050(5210)8729

※つながりにくいときは時間や日を改めておかけ直してください。

### 令和6年度からの新型コロナワクチン接種

接種の分類	B類疾病※の定期接種 ※個人の発病または重症化の予防が重点で、接種の努力義務なし（季節性インフルエンザの定期接種と同様）
対象者	①65歳以上の高齢者 ②60～64歳で重症化リスクの高い人 ※慢性高度心不全者・腎不全者・呼吸器機能不全者など
接種期間、回数	年に1回、秋冬を想定
自己負担	あり ※詳細は決まり次第お知らせします。

## お茶

### 市内で作られているおいしいお茶やお菓子を楽しませんか 「まきのほら協奏曲」第8章を開催します

問い合わせ お茶振興課 高橋トミー ☎(53) 2621

市内で生産されているさまざまなお茶が勢揃いし、飲み比べを楽しめるイベント「まきのほら協奏曲」が今年も開催されます。定番の深蒸し茶や手もみ茶、和紅茶、釜炒り茶を飲み比べをすることができます。受付で受け取ったオリジナルの湯呑でたくさんお茶を味わってください。

どこよりも早く貴重なハウス栽培の新茶も提供予定です。茶生産者や茶商とゆっくり話しながら、お気に入りの一杯を見つけてみませんか。

さらに、会場では牧之原市で生まれた「波乗りレモン」を使用したケーキを提供予定です。程よく酸味の利いたケーキは、協奏曲出展の紅茶やお茶と相性抜群です。ぜひこの機会にお試しください。



申込フォーム

日時	3月17日回 午前10時～午後3時
会場	相良総合センターい〜ら
内容	・お茶カフェ（湯呑を持って各ブースを回る） ・市内菓子店による茶菓子の販売 ・相良高校茶華道部によるお抹茶体験 ・ミニ園茶会 ・新茶祈願祭 ・お茶はがきデザインコンテスト表彰式
入場料	▶当日券 300円（オリジナル湯呑付） ▶予約券 300円（オリジナル湯呑+特典お菓子1個付） ※牧之原市役所お茶振興課（相良庁舎）、榛原文化センター、図書交流館いこっと、まきのほら活性化センター、相良物産棟、(株)小栗農園で配布中。 ※予約締切＝3月15日（200枚限定）
※小学生以下無料	

予約券は、スマートフォンから申し込みができます。申し込みをした場合には、イベント当日に必ず「申込に使用したスマートフォン」をお持ちください。（料金の支払いは当日）



▲過去に開催した様子



▲販売予定のケーキ